

4) 事後調査

(1) 事後調査の必要性

予測手法は、事業の実施に伴う改変範囲と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲を重ね合わせ、科学的知見及び類似事例を参考に予測しており、予測の不確実性は小さいと考える。環境保全措置は、既存の知見及び事例、専門家等の意見を参考に適切に実施することから、環境保全措置の効果の不確実性は小さいと考える。但し、現地調査で繁殖及びその可能性が確認された重要な鳥類に該当する「ハチクマ、オオタカ、ハヤブサ」の3種の猛禽類（ワシ・タカ類）は、繁殖時の営巣中心や行動圏を変える特性があるため、今後、繁殖時の営巣中心等を事業の実施（工事施工）の影響が及ぶ範囲に変え、当該種・個体の繁殖に支障が生じるおそれがあることから、より適切に環境影響を回避・低減するため環境影響評価法に基づく事後調査を実施することとする。実施する事後調査の概要を表12.9.1-39に示す。

なお、ミヤマシジミ、ナゴヤダルマガエル、クロツバメシジミ及びオオムラサキについては、地元保護団体や研究機関による研究対象等により、地域で注目されている種であることから、必要に応じて工事中及び供用後に専門家の意見を聞きながら調査を行うものとする。

表 12.9.1-39 事後調査の内容

調査項目	調査内容	実施主体
営巣中心の移動により繁殖に影響が生じるおそれのある重要な猛禽類（ハチクマ、オオタカ、ハヤブサ）の生息状況の確認調査	<ul style="list-style-type: none"> ○調査時期 工事中の調査対象の繁殖期間を基本とすることを考えているが、状況に応じて別途検討する。 ○調査地域 調査対象の猛禽類への繁殖への影響が及ぶと予測される地域 ○調査方法 直接確認による生息状況の確認 	長野県

(2) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応

事後調査の結果により、繁殖時の調査対象の種・個体の営巣中心の移動等、事前に予測し得ない事業の実施による繁殖への著しい影響が生じることが判明した場合は、事業者が関係機関協議し、専門家の意見を得ながら、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(3) 事後調査結果の公表方法

事後調査結果の公表方法については、原則として事業者が行うものとするが、公表時期・方法については、関係機関と連携しつつ、適切に実施するものとする。